

心身障害者福祉手当 対象の方は申請を忘れずに

「身体障害者手帳1・2級・愛の手帳1・3度・脳性まひ・進行性筋萎縮症で20歳以上65歳未満の方」、または「身体障害者手帳3級・愛の手帳4度・東京都の難病医療費等助成認定者(申請の方も含む)の65歳未満の方」で、手当の申請手続きをされていない方は、65歳の誕生日の前々日までに申請手続きをしてください。65歳以上の方は、新規申請ができません。ただし、65歳以上の方でも、平成12年8月以降、65歳の誕生日の前々日までに「所得制限超過・施設入所・江東区に住所がなかった」という制限事由による申請手続きがなかった方、その後制限事由がなくなった場合、申請できる場合があります。

心身障害者医療費助成制度

障 受給者証切り替え

9/1(土)

心身障害者医療費助成制度(以下障)は、心身に重い障害のある方の医療保険の自己負担分(一部)を助成するものです。9月1日(土)から障受給者証が新しくなります。

更新の対象となる方には、8月末日までに、新しい障受給者証をお送りします。

更新の対象となる方

- ①身体障害者手帳1級・2級(心臓・腎臓等内部障害は3級まで)
- ②愛の手帳1度・2度
- ③①②のいずれかをお持ちの重度障害者の方で、所得が所得制限限度額以下の方(下表)

※所得制限限度額は、「20歳以上の方は、本人の所得」、「20歳未満の方は、世帯主等の所得(本人が国保の世帯主等になっ

てしてください。65歳以上の方は、新規申請ができません。

ただし、65歳以上の方でも、平成12年8月以降、65歳の誕生日の前々日までに「所得制限超過・施設入所・江東区に住所がなかった」という制限事由による申請手続きがなかった方、その後制限事由がなくなった場合、申請できる場合があります。

対象とならない方

- ①生活保護を受けている方
- ②医療保険の自己負担のない施設に入所している方
- ③「江東区子ども医療受給者証」を受給している方
- ④重度障害者になった年齢が65歳以上である方
- ⑤後期高齢者医療制度受給者で住民税が課税されている方

※重度障害者になった日から65歳の誕生日の前々日まで①②③④⑤が該当する方は対象となります。なお、申請手続きをしてください。

また、過去に障受給者証を持っていて、所得が所得制限限度額以上であった等により、資

ます。また、所得が左表の所得限度額以上であったなどの理由により受給資格が消滅し、その後制限事由がなくなった方は、あらためて、申請手続きが必要です。

※なお、申請月が支給開始月となるため、申請が遅れると受給できる手当額が少なくなります。過去にさかのぼっての支給もできませんのでご注意ください。

障害者支援課障害者福祉係

☎(3647)4952
FAX(3647)4910

所得制限限度額表(心身障害者福祉手当、心身障害者医療費助成共通)

適用期間		心身障害者福祉手当	心身障害者医療費助成
		8/1~平成31年7/31(水)	9/1(土)~平成31年8/31(土)
対象所得		平成29年中所得	
扶養親族の数	本人および扶養義務者等の所得限度額	20歳以上:本人所得 20歳未満:配偶者または扶養義務者の所得 ※次のような扶養家族がいる場合には、左記の所得限度額にそれぞれ加算されます。 ・老人扶養親族1人につき10万円 ・特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)1人につき25万円 ※医療費・社会保険料(医療費助成は本人のみ)等は相当額を控除	
0人	3,604,000円		
1人	3,984,000円		
2人	4,364,000円		
3人	4,744,000円		
4人	5,124,000円		
5人	5,504,000円		

格が消滅した方で、その後制限事由がなくなった場合は、申請手続きを行ってください。

障害者支援課障害者福祉係

☎(3647)4952
FAX(3647)4910

特別障害者手当・障害児福祉手当 対象要件該当の方は申請を

区では、国の制度に基づき特別障害者手当・障害児福祉手当を支給しています。対象者の方は申請してください。審査の結果、支給が決定されると、申請月の翌月分からの手当の支給が開始されます。

障害者支援課障害者福祉係

☎(3647)4952
FAX(3647)4910

手当種類	年齢制限	対象者	手当額
特別障害者手当	20歳以上	重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の方(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度でかつ障害が重複している方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則、専用の診断書で判定されます)。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②病院等に3か月を超えて入院している方。※本人および扶養義務者の所得制限があります。※原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく手当を受給しているときは、手当額の併給調整があります。	月額 26,940円
障害児福祉手当	20歳未満	重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の方(おおむね身体障害者手帳1級および2級程度の方、愛の手帳1・2度程度の方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます)。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②障害を理由とする公的年金受給者。※本人および扶養義務者の所得制限があります。	月額 14,650円

ベランダガーデニング講座

はじめてのキッチンガーデン編
CITY IN THE GREEN
江東区を緑でいっしょにしよう

ベランダで楽しく野菜を育てる方法を学ぶ講座です。ガーデニングを通して花と緑いっぱい

のまちづくりに参加しませんか。9月14日(金)・25日(火)、10月12日(金)午前10時半~午後0時半(全3回)

場 区役所7階第72・73会議室
人 区内在住・在勤で16歳以上の全回参加できる方25人(抽選)

※昨年度および今年度の本講座(シリーズを問わず)の受講者は対象外 4,000円(材料費)

建築物防災週間 地震や火災に備え建物の点検を

建築物の防災対策の推進を目的に、毎年春と秋に全国一斉の建築物防災週間が設けられています。建築物・工作物の所有者・管理者等は、それらを常に安全な状態で維持するよう努めなければならぬことが、建築基準法に定められています。この機会に、所有・管理している建築物・工作物・付属するプロック塀等を点検し、気かりな点があれば、専門家へ相談しましょう。

建築調整課建築防災係

☎(3647)9764
FAX(3647)9009

住宅・土地統計調査にご協力を

選ばれた世帯へ9月下旬に調査票を配布

10月1日現在で、全国一斉に住宅・土地統計調査が行われます。約9,500世帯が無作為に抽出されます。

地域振興課統計調査係

☎(3647)4965
FAX(3647)8441

この調査は、住生活に関するさまざまな施策のための基礎資料を得ることを目的として行われ、全国約370万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。江東区では、調査対象として

区役所本庁舎 駐車場が有料に 10/1(月)~(予定)

区役所本庁舎駐車場が、10/1(月)(予定)から、民間駐車場運営事業者が運営する有料時間貸駐車場になります(ゲート式・24時間営業)。ただし、区役所に手続き等で来庁された方は、1時間無料でご利用いただけます。障害者手帳等をお持ちの方は、駐車料金が免除されます。

[駐車料金]30分200円
[時間帯最大料金]○月~金曜:2,000円(8:00~19:00)、500円(19:00~8:00)○土・日曜、祝日:1,000円(8:00~19:00)、500円(19:00~8:00)

☎総務課総務係 3647-4020、FAX3699-8773